

Q 会社の上司から「ばか野郎」などと叱られ、丸めたボスターで、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいう」とぞれています。上司から部下に行われるものだけではなく、先輩・後輩間や同僚間などさまざま。④社内外の相談窓口はあります。

A 厚生労働省の提言では、職場のパワハラとは「同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいう」とぞれています。上司から部下に行われるものだけではなく、先輩・後輩間や同僚間などさまざま。④社内外の相談窓口はあります。

①パワハラをしてい

る人にやめっぽいと

優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいう」とぞれています。上司から部下に行われるものだけではなく、先輩・後輩間や同僚間などさまざま。④社内外の相談窓口はあります。

②パワハラをしてい

る人の上司など周囲にやめるように頼む。

③パワハラをされた人には、や親しい同僚に相談する一などの対応が考えられます。

④社内外の相談窓口はあります。

また、労働局や各労働基準監督署内にある総合労働相談コーナーへ相談すれば、会社に対する助言などを行い、解決を促すなどの対応をとることができます。

相談窓口：鳥取労働局総合労働相談コーナー
電話 0857-22-7000